

印鑑登録代理人選任届

(あて先)五戸町長 様

【代理人】(手続きをたのまれて窓口に来る方)

住 所			
氏 名		電話番号	
生年月日	大正・昭和・平成・	年	月 日

上記の者を代理人に選任し、次の申請(届出)に関する一切の権限を委任しましたのでお届けします。

(代理人にお願いする手続きに を付けてください。)

印鑑の登録

印鑑登録の廃止

【届出人】(たのむ方)

記入日

年

月

日

住 所			
氏 名		⑩ 電話番号	
生年月日	大正・昭和・平成・	年	月 日

※委任事項等について嘘や偽り等が発覚した場合には、刑法により罰せられる場合があります。

(私文書偽造等罪(刑法159条)……3月以上の5年以下の懲役、1年以下の懲役又は9万円以下の罰金
偽造私文書等行使罪(刑法161条)……3月以上の5年以下の懲役、1年以下の懲役又は9万円以下の罰金)

※注意

1. 選任届書は、届出人(たのむ方)が全て記入してください。
2. 届出人(たのむ方)以外が記入した場合は原則無効となります。
3. 届出人(たのむ方)は登録に使用する印鑑を押印してください。
4. 代理での印鑑登録は本人に文書照会を行う必要がありますので 登録まで日数がかかります。あらかじめご了承ください。